●新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(国、地方公共団体等の責務)

- 第三条 <u>国は、</u>新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、<u>新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、</u>国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 <u>地方公共団体は、</u>新型インフルエンザ等が発生したときは、<u>第十八条第一項に規定する基本的</u> 対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及 び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推 進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で 定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を 実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければなら ない。

(事業者及び国民の責務)

- 第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ 等対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、 適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(政府行動計画の作成及び公表等)

- 第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。
- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 - 二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症 に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及 び原因の情報収集
 - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への 適切な方法による提供
 - ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定 する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
 - ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん 延の防止に関する措置
 - ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
 - へ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措 置
 - 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
 - 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第 一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国に おいて発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるも のとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執 行機関(以下「地方公共団体の長等」という。)、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情 報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ 等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに 調査
 - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住 民への適切な方法による提供
 - ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する 措置
 - ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
 - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第 一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都 道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある 事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに 当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなけ ればならない。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。)、 指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に 対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等に かかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった 場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二 十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフ ルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及 び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の組織)

- 第十六条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部長(以下「政府対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
- 2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長(以下この条及び第二十条第三項において「政府対策副本部長」という。)、新型インフルエンザ等対策本部員(以下この条において「政府対策本部員」という。) その他の職員を置く。
- 4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 政府対策本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充て る。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長 官を含む。)がその職務を代行することができる。
- 7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行 政機関の長(国務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員の うちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の 定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対 策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。)を置くことができる。この場合にお いては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第四項の規定は、適用しない。
- 9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部 の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に 報告するとともに、これを公示しなければならない。
- 10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長(次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。)及び新型インフルエンザ等現地対策本部員(同項において「政府現地対策本部員」という。)その他の職員を置く。
- 11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

(政府対策本部の所掌事務)

- 第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する<u>基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。</u>
 - 二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(基本的対処方針)

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方

針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
 - 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(政府対策本部長の権限)

- 第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機 関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対 策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。
- 4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

- 第二十二条 第十五条第一項の規定により<u>政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都</u> 道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。
- 2 <u>都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及</u> び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な 推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

- 第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。
- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあっては、第四 号に掲げる者を除く。)をもって充てる。
 - 一副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視総監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外

の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

- 第二十四条 <u>都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対</u>策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、 指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要す る事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機 関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関 及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請するこ とができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整 を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本 部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提 供を求めることができる。
- 6 <u>都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状</u>況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府 県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講 ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速 に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、 これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速 に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

- 第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況 を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが 必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及び これを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急 事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事 態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告 するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条 第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措 置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(感染を防止するための協力要請等)

- 第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん 延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため 必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当 該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を 使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県 知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活 及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、<u>当該施設管理者等に対</u> し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(事務の区分)

第七十四条 <u>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</u>(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定<u>する第一号法定受託事務とする。</u>

(附則)

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

- 第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第三項において同じ。)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用する。
- 2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき (新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告 されたものに限る。)であるものに限る。)にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき)」 とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、 都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。) に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型 インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。
- ●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)(抄)

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

- 第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。
 - 一 学校(第三号に掲げるものを除く。)
 - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
 - 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第百二十四条に規定する専修学校(同法第百二十五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
 - 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
 - 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートル を超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(感染の防止のために必要な措置)

- 第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。
 - 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
 - 二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
 - 三 手指の消毒設備の設置
 - 四 施設の消毒
 - 五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周 知
 - 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ 等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの
- ●地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)
- 第二条 (略)
- $\bigcirc 2 \sim 8$ (略)
- ○9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
 - 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、<u>国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの</u>(以下「第一号法定受託事務」という。)
 - 二 (略)
- $\bigcirc 10 \sim 17$ (略)

(関与の法定主義)

第二百四十五条の二 <u>普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。</u>

(関与の基本原則)

- 第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。
- 2 国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する 国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ト及び第三号に規定する行為を、法定受託事 務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち同号に規定する行為

を受け、又は要することとすることのないようにしなければならない。

- 3 国は、国又は都道府県の計画と普通地方公共団体の計画との調和を保つ必要がある場合等国又 は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団 体の事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与 のうち第二百四十五条第二号に規定する行為を要することとすることのないようにしなければな らない。
- 4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。
- 5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について国 の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によっ てその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、 普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第 一号ホに規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。
- 6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へに規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。

(処理基準)

- 第二百四十五条の九 <u>各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受</u> <u>託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定める</u> ことができる。
- 2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理について、市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。この場合において、都道府県の執行機関の定める基準は、次項の規定により各大臣の定める基準に抵触するものであつてはならない。
 - 一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。) の担任する法定受託事務
 - 二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務
 - 三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務
- 3 各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市 町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当た りよるべき基準を定めることができる。
- 4 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理 について、第二項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定により定める基準に関し、 必要な指示をすることができる。
- 5 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度 のものでなければならない。